和歌所 〔皇太后宮俊成卿五条室町の旧館を、 貞治の頃にも為明卿伝領し給ひて、ためあきら 新拾遺集を撰じ給ひしなり。今の

玉津島社、俊成卿社は、其殿内ならんか。共に前編に見へたり〕

拾芥抄日 新拾遺集 [撰者為明] 勅撰之事治定、貞治二年三月十一日内々被」仰;武家;事、 同十五日和哥所五条室町

自,武家,以,行忠三品,被,送,綸旨於撰者,云云。

「新玉津島社に、 北村季吟翁六年のあひだ住給ひ、 社記を自筆に書給ふ、 今社家にあり。 其文に曰、大夫入道殿の家は

五条室町のわたりとは徴書記の物語にもいへり、 されば五条三位と申せし成けり。其そこに彼卿こそ此社を祝ひまつり

給へりと聞伝へしに、 尭憲の深秘抄には、 等持院殿霊夢によりて此俊成卿の屋地に勧請し給ひ、 経賢法印を別当職に補

せられしとぞかける。又権大僧都尭尋

我までは三代につかへて玉津島かひある神のひかりをぞ見る

## 鹿苑院殿御返し

われも三代人もみよりて馴来つ、ともにぞみがく玉津島姫

これ等持院殿、 宝筐院殿、 鹿苑院殿、 頓阿、 経賢、 尭尋、 公私共に三代にて候など、いへる。 此説ははじめ俊成卿の祝

ひ置給へるに、 此時再興せられ侍しなるべし。其ゆへは貞治六年三月廿三日、 新玉津島の歌合とてありしに、 御子右衛

## 門督為遠卿

埋もる、宮居はこ、にあらはれてひかりもそひぬ玉津しま姫

今ぞ猶ひかりはまさる玉津島こゝもむかしの宮ゐなれども

冷泉権中将為邦臣

同記の末に、 季吟翁曰、古抄をゑらびとりなどして、源氏物語、\*\* ぎん 枕草紙などをはじめ八代集をさへに註し侍しに、其な

かに土佐日記の抄と、 伊勢物語の拾穂抄は、 寛文のはじめつかた、 後水尾院の帝に叡覧にそなへ侍り。 源氏の湖月抄は

延宝の二とせばかりにや、万葉集の拾穂抄は天和三年の頃なり。 (下略)

同記に、季吟翁六十歳の時、 玉津島社に住し給ふよしにて和歌あり。

おもはずよ六そじの春の老の波玉津島ねに身をよせんとは

吟

季

社説云、 俳諧の宗匠芭蕉翁は、 伊賀上野城主の家士松尾甚七郎なり、いがうへの かの城主蝉吟和歌を嗜むによつて冷泉家の門人と

なり、 季吟翁師範となる。甚七郎は使者として時々新玉津島に往来し、 竟に季吟翁の弟子となり、 歌道を伝授し、 かの

翁の勧めによりて俳諧を行ふ。其後官を辞して江府に赴き、深川に芭蕉庵をいとなみて桃青と名乗、俳諧正風の一体を

天下に弘む。

元はん女社 「高辻通室町の西、 北側人家の奥にあり。 古へ此地にはん女の塚あり、 今小祠を営み、 鳥居を立、 額

半女社と書す。此地に庭石かずく~あり、 初は画工狩野氏の宅地なり、則今において江戸狩野栄川の持地とぞ〕

長門前司といひける人の女あり、高辻室町のわたりにぞ家はありける。南の面の西の方なる妻戸口にぞ、セホッヒのぜんじ

常々人にあひ物などいふ所なりける、廿七八許なりける年いみじくわづらひて失にけり。その妻戸口にぞやがて臥

たりける。扨あるべき事ならねば、したてゝ鳥辺野へいていぬ。さて例のさほうにとかくせんとて、車より取おろ

す、櫃かろぐ〜としてふたいさゝかあきたり。あやしくてあけて見るに、いかにもく〜露ものなかりけり。さりと

てあらんやはとて、人々走帰てもしやと見るに、この妻戸口に本のやうにて打伏たり。又ひつぎに入て此度はよく

誠にしたゝめて、夕つかたみる程に、又ひつぎより出て妻戸口にふしたり。いとあさましきわざかなとて、又かき

入むとてよろづにすれど、さらに~~ゆるがすべき方なくて、只こゝにあらんとおぼすか、さらばやがて爰にも置

奉らんとて、妻戸口の板布をこぼちておろさんとしければ、いとかろらかにおろされたれば、そこに埋みてたか

**~~と塚つきてありけり。高辻よりは北、室町よりは西、高辻面に六七間許が程は小家もなくて、その塚ひとつぞ** 

ありける。いかにしたる事にか塚の上に社をぞひとついはひすへてあなる。この頃もいまにありとなん。